



(大町市キャラクターおおまびょん)

大町市に住む皆さんを応援します！ 定住奨励事業のご案内

地域商品券交付事業(大町商工会議所発行商品券3万円分)

お帰りなさい！
ふるさと・Uターン

ようこそ大町へ！
移住奨励・Iターン

新婚さん応援します！
新婚生活応援

対象者

- ◆大町市から転出して1年以上経過後に、再度大町市に住民登録した人
- ◆Uターンにより大町市に定住する人(4年以上)
- ◆転入日時時点で60歳未満の人
- ◆申請時に就職又は就業している人
- ◆原則として、自治会に加入している人

- ◆移住により大町市に定住する人(4年以上)
- ◆転入日時時点で60歳未満の人
- ◆申請時に就職又は就業している人
- ◆原則として、自治会に加入している人

- ♥結婚して1年以内の大町市に定住する夫婦(4年以上)
- ♥結婚時に夫婦ともに50歳未満であること
- ♥市税等の滞納がないこと

申請方法 該当する場合は、まちづくり交流課定住促進係にお問い合わせのうえ申請してください。

申請期限 ◆Uターン/Iターン…転入日から1年以内もしくは令和4年4月30日のいずれか早い日まで
◆新婚生活応援…婚姻日から1年以内もしくは令和4年4月30日のいずれか早い日まで

交付時期 毎年6月20日までの申請…同年の7月頃/毎年6月21日以降の申請…翌年の7月頃

子育て応援します！育児家庭応援

入学おめでとう！入学お祝い

対象者

- ◆5月1日現在で大町市に住所がある3歳になる子(その年の4月2日から翌年4月1日が誕生日)

- ◆5月1日現在で大町市に住所がある7歳(小学校入学)になる子(その年の4月2日から翌年4月1日が誕生日)

申請方法 該当するお子さんの保護者の皆様に子育て支援課もしくは市教育委員会から6月頃申請書を送付しますので、申請期限までに提出してください。



市外への通勤・通学を応援します！県有料道路利用者負担軽減事業

- 対象者等**
- ◆通勤・通学・通院等で、日常的に白馬長野・三才山トンネル有料道路を利用する人(個人)
 - ◆車種 普通自動車・軽自動車
 - ◆対象時間 6:00~10:00 及び 16:00~21:00

- 金額等** 時間帯割引回数通行券
(販売単位50枚綴、1回の購入200枚まで、1年度内購入600枚まで)
- ◆白馬長野 50枚 (普) 5,250円 (軽) 3,750円
 - ◆三才山トンネル 50枚 (普) 12,750円 (軽) 10,250円



- 申請方法**
- ◆申込用紙を担当窓口又は市HPから入手していただき、必要事項に記入してください。
 - ◆申込用紙と窓口に来た申込人の免許証等本人確認書類、印鑑を持ってまちづくり交流課定住促進係(市役所2階)にお越しください。
 - ◆本人確認書類など詳しくはお問い合わせください。

<入居される前に> 空き家改修事業補助金

(市外から移住される方が空き家を改修して
入居する場合の補助金)

対象者等

- ◆ 転入前過去3年間に大町市内に住所を有していない、対象空き家への入居予定者で、市内に5年以上定住する人
- ◆ 上記入居予定者と契約(予定)がある空き家所有者
- ◆ 申請者本人及び同一世帯の者全員が、市税を滞納していないこと

対象空き家

- ◆ 入居予定者がいる、**現に居住していない**一戸建て住宅

対象となる改修

- ◆ 市内業者による10万円以上の改修
- ◆ 申請年度内に完了見込であること

対象経費

- ◆ 主要構造部、内装等改修、及び改修時発生する一般廃棄物処理業者による不要物撤去費用等

申請期限

- ◆ **居住前かつ着工前**の申請であること
- ◆ 入居予定者が申請する場合、市内の補助申請以外の住宅に居住している場合は、大町市に転入してから2年以内の申請であること

補助金額

- ◆ 対象経費の1/2以内、30万円限度

<マイホームを新築・購入したら> マイホーム取得助成



対象者等

- ◆ 平成25年4月1日以後に大町市内に定住のための住宅を取得した人(住宅の名義人が申請者)
- ◆ 取得した住宅に居住し、住民登録があること
- ◆ 本人及び同一世帯の者全員が、市税を滞納していないこと

申請期限

- ◆ 住宅を取得(所有権登記)した日又は住民登録をした日から**6か月以内**

助成金額

- ◆ 新築 20万円
 - ◆ 購入 20万円
 - ◆ 上乗せ助成
 - ・ 市内建設業者により新築 5万円
 - ・ 50歳未満 5万円
 - ・ ケーブルテレビ加入(限度額) 4万円
 - ・ **三世帯同居・近居 5万円**
- ※親世帯、子・孫世帯が同居・市内近居の場合、
子が申請者であること
※孫世帯の年齢要件あり



申請方法等

申請書類は担当窓口又は市公式ホームページから入手できますが、
多くの要件等がございますので、申請する前にまちづくり交流課定住促進係へご相談ください。

「大町市移住情報総合サイト」にも
情報を載せています。大町市HP
トップページからご覧ください!!

◆お問合せ◆
大町市総務部まちづくり交流課定住促進係
電話 0261-21-1210
E-mail teijuu@city.omachi.nagano.jp